

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人オダックス・ジャパンという。また、英文名を **Audax Japan** といい、略称を **AJ** とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市大船三丁目 7 番 4 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、サイクリング愛好者に対しレースとは異なる長距離サイクリングを通じた健康増進に関する事業を行い、国民の健康づくりとスポーツの振興に寄与することを目的とする。また、日本を代表して国際組織ランドヌール・モンディオ (**Randonneurs Mondiaux**) に加盟し、また、オダックス・クラブ・パリジャン (**Audax Club Parisien**) と業契約を締結する。そして、国内外で協力・連携し長距離サイクリングの指導・認定・普及活動を行い、自転車文化の地位向上と発展を促進する。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 長距離サイクリングの認定事業
- (2) サイクリング練習走行会の企画事業
- (3) 日本国内及び海外におけるサイクリング関連の情報提供事業
- (4) サイクリング講習会及び講演会の企画開催事業
- (5) 認定メダルの代理申請事業
- (6) 前各行に附帯する一切の業務

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、運営に参画する個人、法人及び団体。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して活動に参加する満 20 歳以上の個人。

(入 会)

第 6 条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、会員総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第 10 条 前 2 条のほか、会員は次の各号の一に該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払いの義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第 4 章 会員総会

(構 成)

第 11 条 会員総会は、正会員をもって構成し、この法人の最高意思決定機関とする。

(開 催)

第 12 条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、会員総会は正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(招 集)

第 13 条 会員総会は法令に、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会長は前項の規定による請求があったときは、4 週間以内に会員総会を招集しなければならない。

4 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載して書面をもって開会日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 14 条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 15 条 会員総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 16 条 会員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決権は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部または重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又は本定款に定める事項

3 やむを得ない理由のため、会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の会員を代理人として決議を委任できる。

(議事録)

第 17 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会員総会において選出された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員設置)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、副会長を2名置くことができる。
 - 3 会長は、法人法上の代表理事とし、副会長は同法上の業務執行理事とする。

(役員選任)

第19条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3等親内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人で有る者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 会長、副会長は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 役員は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第25条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の決定
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

4 通常理事会及び臨時理事会は、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合、その議案は可決したものとみなす。

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 29 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決 議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時会員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第39条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第 42 条 本定款に定めがない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

この定款は、一般社団法人オダックス・ジャパンの定款に相違ありません。

平成 29 年 6 月 29 日

神奈川県鎌倉市大船三丁目 7 番 4 号
一般社団法人オダックス・ジャパン

代表理事 田中 寿則



